ヤマト運輸株式会社

## 【国際宅急便】欧州向け制度改定に伴う対応について

いつもヤマト運輸をご利用いただきまして、ありがとうございます。

欧州連合(以下、EU)およびイギリスにおいて付加価値税(以下、VAT)に関する規制変更が行われます。弊社で取り扱う国際宅急便においてもその変更に対応するため、送り状の作成方法を以下の通り変更いたします。

お客さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ■規制変更内容

- ① 22€の輸入 VAT 免税の廃止 これまで 22€以下の商品は VAT が免税されておりましたが、その**免税制度が撤廃**されます。
- ② VAT 徴税方法の追加

EC で購入した 150€以下の商品を「輸入ワンストップショップ(以下、IOSS)」を利用して輸入 される場合、販売者さまや EC マーケットプレースは販売時に商品代金と併せて VAT を購入者 さまから徴税し直接納税することが可能となります。

#### ■国際宅急便ご利用時の送り状記入方法

お届け先の会社名欄に、「IOSS No: 〇〇〇〇〇」と記載をお願いいたします。

IOSS No はお客さまにて取得していただいた番号もしくは EC マーケットプレース指定の番号をご入力ください。

なお、IOSS No 記載漏れにより発生した VAT に関しては返金致しかねますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

### <送り状にご記載いただく場合>



# <ワールドポータルおよび B2 クラウド+の送り状発行機能にてご入力いただく場合>

